

会田中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、全職員が「いじめは絶対許さない」姿勢で、いじめの未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に努めます。また、生徒一人ひとりの人権を尊重し、保護者・地域の方々と連携しながら、いじめの根絶に向けて日々全力で取り組みます。

2 いじめとは・・・

本校では、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年）」に基づき、「いじめ」を「当該児童生徒が、一定の人的関係のある中で、他の児童生徒から心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としています。SNS 等を含むインターネット上の行為も、いじめにふくまれます。

3 いじめ防止の具体的な取り組み

（1）未然防止

- ①道徳教育の充実や人権教育月間を通して、人権意識を高める。
- ②集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ③情報ネットモラル教育の推進を図る（年に数回）。
- ④教職員の言動がいじめを助長することのないよう、職員間で指導のあり方に細心の注意を払う。

（2）早期発見

- ①TT（複数教員での指導）基本とし、全職員で日頃から生徒をよく観察し、気になる変化について情報共有をする。
- ②定期的なアンケート調査や教育相談を行う。
- ③校内の相談窓口を設置（保健室・校長室）し、周知をする。

（3）いじめに対する措置

- ①いじめ・不登校防止対策委員会（校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・該当生徒担任・養護教諭）を立ち上げ、組織的に対応する。
- ②いじめの疑いがある場合には、迅速に事実の確認と状況把握を行う。
- ③被害生徒の安全確保と心のケア、加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導・支援を行う。
- ④教職員の共通理解・保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

4 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命・身体・財産等に重大な被害が生じた場合、または長期不登校となった場合は、学校設置者（教育委員会）に報告のうえ、「いじめ重大事態」として、第三者を含む調査組織を設置し、事実関係を公平・迅速に調査する。

また、調査結果は、保護者・関係機関に適切に報告し、再発防止に向けた改善策を講じる。

5 相談体制と情報の取り扱い

生徒・保護者からのいじめに関する相談は、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等、学校全職員、いつでも誰でも伝えることができるように体制をとる。相談内容やプライバシーは適切に管理され、相談したことによって不利益が生じることはないようにする。

6 保護者・地域の皆さまへ

いじめを防ぐには、学校・家庭・地域が共に子どもを見守る協力体制が必要です。日頃から子どもたちの様子への関心、悩みの早期キャッチ、学校への積極的な情報提供にご協力をお願いいたします。

※本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、本校の実情に応じて策定したものです。今後、必要に応じて見直しを行い、継続的な改善を図ります。

【関係機関連絡先】

・松本市教育委員会学校教育課学校支援室 0263-33-4397

・松本児童相談所 0263-91-3370

（〒390-1401 松本市波田 9986 FAX:0263-92-1550）

・松本警察署 ヤングテレホン(県青少年相談窓口) 0263-25-0783

・県警サイバー犯罪対策室 ネットいじめ 026-233-0110

・四賀駐在所 64-2028